

「消費税増税しなくても暮らしの
応援はできる」と議案には反対!

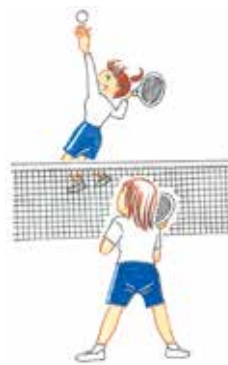
10月からの消費税増税を 予定しているとして 公共施設の利用料金値上げ

市民の皆さんが文化・スポーツ、趣味や地域の取り組みなどで利用する公共施設（リックはびきのや市民会館やコミュニティセンター、市民体育館やテニスコートなど）の利用料を、10月1日から消費税が8%から10%になるとして、右の表のように改定がされます。値上げの対象となるのは、部屋の利用料だけでなく、有料となっている音響や舞台設備や、照明、机や椅子なども含まれます。

利用料金値上げによる
市民負担増は
1年間で約515万円
と市は試算

おもな料金改定の新旧対照表

区分	改定前	改定後
テニスコート2時間	1020円	1040円
市民会館ホール（平日）	34970円	35620円
コロセアムメインアリーナ（全面）	29310円	29850円
コミュニティセンター集会室（1）	3080円	3140円
生活文化情報センター 音響マイク	2050円	2090円
生活文化情報センター 机（1台）	510円	520円



消費税増税されればさらに市民負担増に

公共施設の利用料金だけではなく 上下水道料金も値上げに

消費税は5%から8%に上がったあと、その影響は大きく深刻な消費不況を起こし、経済を落ち込ませましたが、今回も決して景気が上向きではないのに、政府は増税を実施するという事です。

2019年10月に予定されている消費税増税は、負担軽減対策として「食品」には軽減税率が導入されるとしています。しかし、水道水は、飲用水と飲用以外の生活用水（風呂、洗濯）が混然一体となっているため、軽減税率の対象となりません。従って、市の供給する水道水も自動的に値上げとなります。2014年4月から消費税が8%に上がった時にも、上下水道料金は税率に応じて値上げしました。しかし、半年後の10月には基本料金を1か月100円値下げして、市として市民負担の軽減をしました。

「複数税率」や「ポイント還元」や「プレミアム付き商品券」などの対策をしなくてはならないほど消費税増税による市民のくらしは厳しくなることを政府も認めています。今回の公共施設の利用料金はもちろんのこと公共料金も、こんな時だからこそ市民負担増とならないような措置をとるべきです。

4人家族（夫婦と小学生の子ども）が
2か月で36立法メートル水道水を
使用した場合約159円の負担増（試算）

地方消費税交付金は増収になるが、
市の財政全体としては増収にはならない

消費税増税により利用料も値上げされ、地方消費税交付金も増額されるため羽曳野市の歳入は増えると思われれます。しかし一方で、市が発注する事業や委託料などすべてに消費税がかかり歳出も増えていきます。地方消費税交付金が増税前と比べて増えても、地方交付税が調整された結果、歳入は増えないということになります。

消費税増税は、市民負担は増えるし、自治体にとっても決して増収にはつながらず、地方の格差も広げて景気を冷え込ませるだけです。



年金だけでは生活できない・子育てにお金がかかる

こんな時だからこそ、住民の暮らし応援を！

日本共産党

消費税増税に頼らなくても生活応援はできる

政府が消費税増税をするのは、社会保障の税源にするというのが理由です。しかし、年金は、「マクロ経済スライド」によって目減りをし、介護保険も要支援1・2を国の制度から外して自治体に責任を押し付けてきました。国が基準を設けて責任を持ってサービスを提供するという「ナショナルミニマム」をどんどん切り崩し、地域格差が大きくなっています。庶民の生活は、消費税を増税してきたのに、社会保障は悪くなっているという実感で、世論調査の結果も、国民の多数は消費税増税には反対です。実際に消費税3%が始まった時から2018年までに集められた消費税の税収が約372兆

円でしたが、その一方で、大企業の法人3税の減収分は約291兆円です。このような統計を見れば、実際には消費税の多くが、大企業の法人3税の減収分に消え、社会保障に使われていなかったということになります。

消費税に頼らず、優遇されている大企業や富裕層に応分の負担をしてもらうことで財源を生みだせば、暮らしの応援はできると日本共産党は、提案しています。市民にとって暮らしが大変な時だからこそ、消費税増税による負担増ではなく、一番身近な自治体である羽曳野市として、市民の暮らしを応援する施策を進めるよう強く求めました。

日本共産党以外の会派
市民負担増となる値上げに賛成！

公共施設は、市民一人ひとりが発達し、生きがいをもって生活できるようにコミュニティの拠点として配置されています。その公共施設の役割を十分に果たすためにも、お金の心配なく使えるようにしてほしいというのが市民の大きな願いです。

日本共産党は、利用料の値上げは低所得者に大きな負担となり、格差と貧困の拡大に追い打ちをかけるものであることから利用料値上げに反対をしました。

しかし、日本共産党以外の他会派は、国が決めた増税にともなうものなので、反対する必要はないなどの理由で値上げに賛成しました。

希望ある暮らしを皆さんとご一緒に

日本共産党

一般質問でみなさんの声を市議会へ



ひろせ 公代

南恵我ノ荘3-7-2
TEL 090-9997-0218

熱中症とひきこもり対策を！

◆熱中症の具体的な対策を

近年は、災害と言われるほどの猛暑で熱中症による救急搬送が増えています。市として、熱中症を防ぐために、熱中症計を使つての見守り訪問活動や防災無線やメール、公用車などによる注意喚起、コンビニエンスストアや金融機関などと協力した一時避難所開設などの対策強化を要望しました。

また、昨年4月より創設されたエアコン設置補助制度をすべての生活保護受給者を対象とするようにし、生活困窮者に対しても、生活保護受給者と同様、エアコン設置や電気代の補助を求めました。

◆ひきこもり対策と若者への支援の強化を

内閣府が今年3月に公表した調査では、若年層（15～39歳）のひきこもりが約54万人、中年（40～64歳）でのひきこもりの人は推計61万3千人でした。

80代の親が50代の子を養うという「8050問題」として中年のひきこもりが深刻な社会問題になっています。羽曳野市のひきこもりの支援は、市内事業所3か所に委託し、各1名ずつコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が配置されていますが、30年度の相談者は14名しかありませんでした。親や本人が相談しやすいよう、ひきこもり支援の窓口を市直営で創設して市民に周知し、CSWの人数を増やし、社会参加を促す支援の取り組みの充実を求めました。



わたなべ 真千

羽曳が丘西5-2-18
TEL 090-9992-6899

「聞こえ」の改善ができる補聴器の相談窓口の創設と購入補助を

◆自分に合った補聴器で生活の質の向上を！

加齢性難聴による「聞こえ」が悪くなる確率と高齢者が生活の質を落とさないで生き生き過ごすための対策を質問。市は、「加齢性難聴は、75歳以上では約4割。老化による聴力低下は早期から補聴器などを使って『聞こえ』を改善することで、生活の質を高めることができる」と答弁。

しかし、一方で、高齢になれば仕方がないとあきらめたり、補聴器を買っても使いづらく使わなくなっているという声が多く、「聞こえ」の改善がうまくいっていません。補聴器の「聞こえ」の状態を細かく調整をする認定補聴器技能者によるコンサ

ルティングを受ける必要性など「聞こえ」の改善のための補聴器とどう付き合えばよいのかを相談できる窓口が必要であることを要望。市は「介護予防、認知症予防、健康施策で『聞こえ』のテーマを意識的に取り組み、関係各課で適切に相談を受ける体制をつくる」と答弁。

高齢者が社会で活躍していくためには、認知機能低下を予防する「聞こえ」の改善として補聴器は必需品です。だれもが安心して利用できるように補聴器の相談窓口の開設や必要な人への補聴器の購入補助制度創設を要望しました。

◆その他◆児童虐待について◆教職員の多忙化と教育の充実について質問しました。



若林 信一

西浦1-7-6
TEL 090-3034-1403

市民プールの早期建設と学校施設の老朽化対策を！

◆市民プールの建設と今年夏の代替え措置は

市は、「中央スポーツ公園への新たな市民プールは、管理棟等、第1期整備はこの7月に整備完了し、第2期整備は、屋内温水プールの整備に向け、来年秋頃には工事の入札をし、2021年度中に完成予定。代替え措置は、はびきの埴生学園は25メートルプールを開放。駒ヶ谷小学校のプールは25メートルプールには水を張らず、幼児と低学年向きにビニールプールを3つ入れて使用。ロッカーは用意していない」と答弁。この間4年間、市民プールが利用できない事になります。学校のプールとの併用ではなく広く市民が利用できる市民プールの早期建設と、代替え措置を市民に周知徹底することを要望しました。

◆老朽化して使用できない学校プール及び学校施設改修は

「今年夏プール使用できない高鷲南と古市南小学校のプール授業は、徒歩で高鷲南中学校と、マイクロバスで駒ヶ谷小学校を使う。全ての市立学校の亀裂や隙間の97カ所の対応は古市小学校の残り4カ所を改修し、その他89カ所は、次年度に復旧工事をする」と答弁。今後、学校の敷地内にプールを改修または建て直しの計画を早急に立てて実現するよう強く要望しました。

◆その他◆百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録について◆「生きがいサロン」の充実について質問しました。



ささい 喜世子

高鷲6-8-4
TEL 090-9272-7328

支援学級在籍を含めた定数基準の学級編成に

◆小・中学校の1学級は35人、40人以下学級に

現在羽曳野市の学級定数は、小学校1・2年生では35人以下、小学校3年生から中学校3年生までは40人以下です。しかし、支援学級の児童が通常学級の定数には含まれず、通常学級で授業を受ける時はその定数を大きく上回ります。今年度も小・中学校では41学級が定数を超過しており、そのため教員の指導が行き届かなかつたり、安全面での課題が生じています。教育委員会は、定数改善は喫緊の課題であるが、市独自では、学級や教員の定数増はできないとの姿勢です。また支援学級には市独自で支援教育支援員を配置していますが、学校からの要望があっても配置できない状況も出ています。府下11市では実際

に、市町村の責任で国より少ない基準で学級定数の改善が行われています。国や府に学級定数、教員定数の改善を求めると共に、市独自で教職員を増やし、支援教育支援員を学校の要望に沿った配置をすすめ、子ども達の豊かな学びを保障することを強く求めました。

■詐欺被害防止対策に市の助成を

電話での特殊詐欺被害は羽曳野市でも多額となっています。他の自治体で取り組まれている、防犯対応できる電話機の貸与や購入費助成を、市としても計画するよう要望しました。

◆その他◆市の認定こども園についてを質問しました。

ご意見・ご要望などお気軽にお寄せください